

ツーリズムいすみ「公共ライドシェア」ネーミングライツパートナー募集要領

1. 目的

一般社団法人ツーリズムいすみが運行する公共ライドシェア（いすみ市内の旧夷隅町・旧岬町エリアを発着地点として運行する、交通空白地における自家用有償旅客運送）の持続可能な経営及びいすみ市の観光地域づくりの財源の確保を図ることを目的として、有償運送車両の名称に企業名等入りの愛称を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という）を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

2. 対象の有償運送車両

- ・トヨタヴォクシー（シルバー）1台
- ・日産セレナ（黒）1台
- ・トヨタルーミー（白）1台

合計3台（R7 走行距離実績：約 30,000 km、利用人数：約 4,000 人）

3. 募集概要

（1）実施内容

- ・有償運送車両の車体ドア・側面・背面等に愛称入りのステッカー等を貼付
- ・地域住民、観光客等に配布する公共ライドシェアのパンフレットやノベルティに愛称を掲載
- ・ツーリズムいすみホームページや SNS などに愛称を掲載
（ホームページ URL：<https://isumi-tourism.jp/rideshare/>）

※ステッカー等の材質及び設置場所等並びに各種媒体の愛称掲載場所については、本法人と協議したうえで決定します。

（2）希望契約金額 ※消費税及び地方消費税を含む

- ・300,000 円以上／年（5 年間合計 1,500,000 円以上）
- ・本法人へ支払うネーミングライツ料は、分割（1 年毎）で支払うものとします。

（3）契約期間

- ・5 年間（令和 9 年 2 月 1 日～令和 14 年 1 月 31 日まで）

（4）愛称に係る要件

- ・愛称として企業名又は商品名、ブランド名などを使用することができ、対象の有償運送車両に標示することができます。但し、愛称に「いすみ」は必ず使用するものとします。（例：「(株) ○○○いすみ号」・「頑張ろういすみ！○○○号」・「地域密着！○○○いすみ号」など）

【愛称として使用することができないもの】

- ・ いすみ市公共交通機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの
- ・ 人権侵害、名誉棄損または各種差別的な表現に関するもの
- ・ 意見広告及び名刺広告に関するもの
- ・ 風俗営業、商品先物取引及び貸金業に類するもの
- ・ 第三者の著作権、財産権及びプライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ・ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

(5) 標示に係る要件

- ・ 企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。
- ・ 対象有償運送車両の形状や状態を踏まえて協議により決定します。
- ・ 企業ロゴやマークについては、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・ 契約締結後の愛称変更は原則できませんが、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本法人の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・ 当該対象有償運送車両の管理に支障をきたさない愛称とします。なお、業務上やむを得ない事由が生じた場合、標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。
- ・ 提案いただいた愛称標示のデザインの詳細については、審査委員会において決定します。また、必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案金額の変更は行いません。

(6) 愛称標示に係る費用負担（ネーミングライツ料とは別に発生する費用）

【ネーミングライツパートナーの負担】

- ・ ネーミングライツ事業に伴い有償運送車両車体に貼付するステッカー等の作成、施工に係る費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

【本法人の負担】

- ・ ネーミングライツパートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に本法人が作成するパンフレットやノベルティ、ホームページや SNS 等における標示の変更については、本法人の負担とします。

(7) 愛称使用開始時期

- ・ 令和 9 年 2 月 1 日（予定）

4. 申請資格

申請資格を有する者は法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、申請することができません。

- ・公序良俗に反する事業を行う団体
- ・政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ・本法人のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

5. 申請手続き

(1) 申請受付期間

- ・令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）までの午前9時から午後4時までの間

(2) 申請方法

- ・以下の必要書類について、各正本1部を書面で提出してください。

※申請に関する費用は、すべて提出者の負担とします。

【必要書類】

- ・ツーリズムいすみ「公共ライドシェア」ネーミングライツ申請書【様式第1号】
- ・誓約書【様式第2号】
- ・団体概要の分かる資料【任意様式】
- ・決算関係資料（直近3年間）【任意様式】
- ・地域活動や社会貢献活動に関する取組実績が分かる資料【任意様式】
- ・知的財産権の使用許諾に関する資料【任意様式】
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本など）

6. 審査方法

(1) 書類審査

- ・提出された申請書類について、各種要件等を満たしているか審査を行います。

(2) 審査委員会による審査

- ・書類審査を通過した申請は、審査委員会において審査を行い、最も優れた提案の申請者を優先交渉権者に選定します。

【審査委員会】

委員 いすみ市長

いすみ市商工会長

一般社団法人ツーリズムいすみ代表

地域交通事業者代表

地域住民代表（夷隅地区）

地域住民代表（岬地区）

【審査項目】

- ・ 契約金額
- ・ 愛称案
- ・ 地域貢献等
- ・ 経営状況等

(3) 審査結果

- ・ 審査結果は、後日文書で通知します。
- ・ 審査結果については、異議申し立てはできません。

7. 申請先・問合せ先

一般社団法人ツーリズムいすみ（担当：荘司）

住所：〒298-0123 千葉県いすみ市荻谷 535-3

電話：0470-64-6787

E-mail：k.shoji@isumi-tourism.jp

ホームページ：<https://isumi-tourism.jp/news/260805/>

